

豊 都 広 第 9 5 0 号  
令和3年(2021年)8月24日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

豊中市長 長内 繁樹  
(公印省略)

新型コロナ禍のもとでの住民生活を支えるための要望書について (回答)

令和3年(2021年)7月8日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

記

(要望)

1. 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(回答)

職員の人員配置については、業務に支障のないよう、さまざまな雇用形態を活用して適正な執行体制を構築しています。

人事課 (電話：06-6858-2019)

(要望)

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

(回答)

土曜・日曜・祝日のDV相談については、24時間365日対応している大阪府女性相談センター、もしくは内閣府が開設していますDV相談+ (プラス) をご利用いただくこととなります。生命の危険性がある場合は、これまでどおり警察に通報していただくこととなります。

人権政策課 (電話：06-6858-2502)

土日や連休など、窓口の閉所日における緊急の相談者については、守衛等から担当職員へ相談をつなぐ体制を設けています。

福祉事務所 (電話：06-6858-2247)

土日や連休など、窓口の閉所日における緊急の相談者については、守衛等から担当職員へ相談をつなぐ体制を設けています。

また、令和2年度は年末年始等に臨時窓口を開設しました。引き続き、状況に応じて長期休暇等での臨時相談窓口の開設を検討していきます。

くらし支援課（電話：06-6858-5075）

**(要望)**

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

**(回答)**

本市では、各種行事の中止や外出自粛など不自由な生活を余儀なくされている人たちや経営に深刻な影響を受けている小規模事業者などに対し、給付金や応援金など市独自の支援を行っています。今後においても、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑みながら支援を実施していきます。

経営計画課（電話：06-6858-2773）

本市においては、中長期的な視点からの経営リスクを踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた水道料金及び下水道使用料の減免は行っていませんが、離職や収入の減少によりお支払いが困難となった方には、事情をお伺いし、支払期限の延長や分割納付の相談を受け付けるなど、きめ細かな対応を引き続き行っていきます。

上下水道局経営部経営企画課（電話：06-6585-2921）

**(要望)**

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

**(回答)**

本市での新型コロナウイルス感染症による家計や経済への影響を鑑みながら、要請の必要性について検討します。

経営計画課（電話：06-6858-2773）

**(要望)**

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要などころにいち早くPCR検査ができるようにして下さい。

**(回答)**

地域医療構想は大阪府が策定しており、その大阪府が策定する第8次医療計画においては、新たな事業として、「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加される予定です。本市としましては、会議等を通じて国や大阪府に働きかけていきます。

健康政策課（電話：06-6152-7307）

保健所がPCR検査が必要と判断した集団に対しては、すぐに検査が行える体制をとっています。

保健予防課（電話：06-6152-7313）

**(要望)**

6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

**(回答)**

新型コロナ対策など緊急時に備え、市民の皆さまの健康を守るよう、保健所体制の充実を図っていきます。

健康政策課（電話：06-6152-7307）

**(要望)**

7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

**(回答)**

高齢者施設等従事者、保育・学校関連施設従事者については、年齢に関係なく、優先枠として早期に接種できる体制をとりました。

保健予防課（電話：06-6152-7410）

**(要望)**

8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

**(回答)**

本市では、こども医療費助成制度の対象年齢を18歳までとしています。限られた財源の中で幅広く支援をしていくため、そして不要な受診を防ぐ意味でも一部自己負担をしていただく必要があると考えており、無償化は考えていません。なお、こども医療費助成制度では、

入院時食事療養費の全額を助成しています。

子育て給付課（電話：06-6858-2221）

入院時の食事療養費は、在宅で医療を受けている方との公平性の観点から、一部自己負担をお願いしているものです。なお、要件を満たす場合には、加入の医療保険で減額の制度があります。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

**(要望)**

9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

**(回答)**

食糧支援につきましては、地域イベントや食品スーパーでの店頭回収など官民連携によるフードドライブを実施し、豊中市社会福祉協議会を通じて、子ども食堂やそれを必要とする方へ繋ぐ活動を展開しています。今後も引き続き、事業の推進に向け取り組んでいきます。

減量計画課（電話：06-6858-2279）

**(要望)**

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

**(回答)**

豊中市は、昨年度に引き続いて子育て世帯への新型コロナウイルス感染症関連の緊急対策として、とよなかっ子応援特別給付金（令和3年6月1日現在豊中市に住民登録がある18歳年度末までの子ひとりにつき1万円）を市独自で実施しています。さらに、今年度は保育料第4階層以下（令和3年度所得97,000円未満）等の世帯に対し副食費相当額の給付を実施しています。財源も限られていることから全世帯を対象とした副食費の無償化については考えていませんが、引き続き、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

子育て給付課（電話：06-6858-2252）

学校給食にかかる経費については、学校給食法第11条の規定に基づき、市は調理場などの維持管理経費および調理員などの人件費を負担し、保護者は食材の購入費を負担しており、学校給食の無償化は考えていません。

また、学校給食の提供に際しては、添加物の少ない食材を調達するなど、より安全な学校給食の提供に努めるとともに、文部科学省の定める栄養摂取基準を満たし、子供の健やかな成長に資するよう取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休校中等の給食については、三つの密を避けるために、感染症の拡大防止の観点から給食提供は中止の判断となります。

学校給食課（電話：06-6843-9101）

### （要望）

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。
12. 低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

### （回答）

国民健康保険料・介護保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなど保険料の納付が困難な方に対して減免を昨年に引き続き行っています。新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金制度については、国民健康保険に加入している被用者にも、社会保険において既に実施されている傷病手当金と同様に給与等の一部を支給することで、休みやすい環境を整えること、加えて、これにより新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大をできる限り防止することが、制度の趣旨と考えています。国の財政支援のもと実施していることと併せて、この趣旨に則り、国及び府の動向を注視しつつ当該制度を実施していきます。

減免や傷病手当金制度の実施にあたっては市ホームページや広報とよなか等を活用して周知するとともに、6月の保険料決定通知書送付時に減免の案内チラシ及び申込書を同封しました。

申し込みにあたっては、ホームページから申込書をダウンロードできるようにするとともに、感染拡大防止のため、できるだけ来庁せず郵送や電子申込（減免）を利用していただけようとしています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

保険資格課（電話：06-6858-2305）

**(要望)**

12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。（※介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください）介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第1～第3段階）については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。

**(回答)**

国に、介護給付費負担金の負担割合を引き上げ、被保険者の負担割合を引き下げる財政支援措置を講じるよう求めるとともに、今期の介護保険料については、前期計画期間中における第1号被保険者の保険料剰余分を取り崩し、保険料の上昇抑制に充てています。さらに、介護保険料区分について、16段階を18段階へと細分化し、高額所得者について最高段階を引き上げました。また、低所得者層への介護保険料の軽減については平成27年度から段階的に実施し、保険料にかかる負担軽減を図っています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

**(要望)**

13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

**(回答)**

生活保護の申請書については、個々の相談者が抱える多種多様な課題やニーズを伺ったうえで、制度の趣旨や記入方法を十分説明する必要があるため、申請時にお渡ししています。

なお、申請にあたっては、要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、面接が長時間にならないように配慮しているほか、面談室には飛沫防止シートを設置し、扇風機による常時換気を行うなど、三密の回避に努めています。

扶養照会については、相談者への十分な聞き取りを行い、必要性が認められる者に限り、実施することをお伝えした上で行っています。今後も扶養義務者との関係や経緯などを十分に聞き取り、必要性が認められる場合は、引き続き実施していきます。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

住居確保給付金について、申請書類一式をホームページに掲載しダウンロードできるようにするとともに、希望者へは郵送しています。

また、申請手続きの流れやポイントも併せてホームページに掲載し、郵送にて受け付けてい

ます。

くらし支援課（電話：06-6858-5075）

**（要望）**

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。

**（回答）**

国等からの衛生物品を介護事業所へ配布するほか、市独自事業として介護・障害福祉サービス事業所に、感染拡大防止物品の補助金を支給します。また、引き続き介護事業等、福祉サービスの継続に向けた支援拡充について、国等に働きかけていきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

独立行政法人福祉医療機構における融資制度等を活用いただくことで、経営困難に対処いただくこととなります。

また、就労系サービスの提供について、令和2年度に限って新型コロナウイルスへの対応として臨時的に要件緩和した取り扱いが、令和3年度の報酬改定で常時の取り扱いとなりました。なお、就労系以外の通所系サービスについても、令和2年度に引き続き、自粛等で通所が困難となった利用者に対し、居宅等でのサービス提供が認められており、通常事業所で提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっています。

障害福祉課（電話：06-6858-2230）

令和2年度に市独自の対応として、病院、医科診療所、歯科診療所、薬局に対して「医療関係機関慰労金」を交付しました。今後の感染状況によっては、より一層の経営悪化に繋がることもあるため、引き続き、国や府に財政的支援を求めていく予定です。

健康政策課（電話：06-6152-7307）

**（要望）**

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

**（回答）**

DV等の暴力に関する意識啓発や相談窓口の周知をはじめ、庁内関係部局や大阪府などの機関で構成するDV防止ネットワーク会議などを通して関係者が緊密に連携しながら、被害者の早期発見や被害者への支援を総合的に実施しています。あわせて、研修会なども開催し、意識

や課題の共有を行っています。

今後も、被害防止には、被害者や家族の状況に応じた支援が必要であることから、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV対応と児童虐待対応の関係組織と、更なる連携強化を図っていきます。

人権政策課（電話06-6858-2502）

子ども・家庭が相談しやすい環境を作るため、24時間365日相談を受け付けている「こども総合相談窓口」「とよなかつ子ダイヤル」について公共交通機関を活用するなど広く周知しています。昨年度開設した「こども専用LINE相談（とよなかつ子ライン）」についても学校等を通じて児童・生徒に周知したところです。今後も引き続き相談窓口等の周知に努めます。また、周囲の気づきによる虐待予防として、疑いの段階でも早期に通告、相談いただけるよう、市民や学校園等関係機関への周知啓発を継続的に行い、学校園をはじめとする関係機関や地域との連携を進めています。

さらに、コロナ禍における保護者のストレス対策のために、対面方式やZoom等多様な手法による親支援講座を開催します。

こども相談課（電話：06-6852-8448）

#### （要望）

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

#### （回答）

避難所における三密を避ける取り組みについては、災害の種別や避難情報の発令の状況にもよりますが、まず、避難者同士の間隔をとることができる面積の大きい避難所を開設する予定としています。また、避難所においては、十分な換気を実施するとともに、避難者同士が密にならないように案内したいと考えています。

さらに、市民の皆さまには、避難所への避難のほか、可能な場合には親戚や友人宅などへの避難をご検討いただくよう、市ホームページなどでお知らせしているところです。

なお、災害時の避難所用衛生資材として、手指消毒液やサージカルマスクを既に準備しています。

危機管理課（電話：06-6858-2683）

（この文書に関するお問い合わせ）

豊中市 都市経営部 広報戦略課  
広聴係 岡

電話：06-6858-2029（直通）

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp